

小清水町ホームページ広告掲載取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小清水町がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、広告内容を表す四角の画像ファイルを表示し、そのファイルから広告主が希望するサイトへのリンクが張れるバナー広告（以下「広告」という。）とし、その範囲は、小清水町広告掲載に関する要綱第4条に掲げるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、小清水町広告掲載申込書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときはその内容を審査し、小清水町広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(広報原稿の作成及び提出)

第4条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町が指定する形式により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに、広告原稿を提出しなければならない。

(広告掲載の位置及び掲載順序)

第5条 広告を掲載する位置はホームページで町長が定める位置とし、掲載順序はホームページの広告欄の上部から次に掲げる順位に従い掲載する。

- (1) 町内に事業所等を有するものの広告
- (2) 町外に事業所等を有するものの広告

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は1月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告掲載期間内に、サーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に応じ掲載期間を延長する。

(広告の規格)

第7条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地 60 ピクセル、左右 150 ピクセル
- (2) 10 キロバイト以内
- (3) GIF 形式

Flash バナー、Java 及び JavaScript を使用したもの、高速振動、高速点滅イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは掲載できない。

(広告の掲載料等)

第8条 広告の掲載料は月額 5,000 円とし、広告主は第3条第2項の決定のあった日の翌日から起算して 20 日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

2 広告の掲載数は、町長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は、ホームページにより行うものとする。

(広告掲載の取消)

第10条 町長は、次の各号に該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告主のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき
- (2) 広告主のホームページの内容が変更され、第2条の規定に反していると判断したとき
- (3) 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (4) 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- (5) 広告主または広告内容が不相当と判明したとき

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。